

本学における公的研究費の不正使用防止に対する取り組みについて

浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部（以下「本学」という。）の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）による、本学の取り組みについて公表いたします。

◆本学内における責任体制について

●最高管理責任者（学長）

本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

●統括管理責任者（学部長・短期大学部部長）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理につき本学全体を統括する。

●部局責任者・コンプライアンス推進責任者（学科長と事務部長（短大部にあっては科長と事務長））

本学の各組織における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。コンプライアンス推進責任者を兼務し、全研究者等に対し、定期的なコンプライアンス教育を実施する。

●研究倫理教育責任者（学長による指名）

定期的な研究倫理教育を実施する。

◆公的研究費の事務処理手続きの相談窓口

●総務・企画グループ

電話 053-450-7000（浜松学院大学）

053-473-6100（浜松学院大学短期大学部）

◆使用ルール等に関する相談窓口

●研究倫理委員会（短大部においては教育方法部）及び総務・企画グループに設置

電話 053-450-7000（浜松学院大学）

053-473-6100（浜松学院大学短期大学部）

◆不正行為などの、通報(告発)の受付窓口

●本学事務部長及び、本学の設置者である学校法人興誠学園の事務長

浜松学院大学 事務局

住所 〒432-8012 浜松市中区布橋三丁目2番3号

電話 053-450-7000

学校法人興誠学園

住所 〒430-0907 浜松市中区高林一丁目17番2号

電話 053-473-6110

書面、ファクシミリ、電話又は面談による告発を受け付けます。原則、顕名とします。

●外部受付窓口

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

電話 03-6734-4018